

直方市監査委員 大 場 亨  
直方市監査委員 中 西 省 三

### 定期監査の結果について

地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づき、定期監査を実施したので、同条第 9 項によりその結果を提出し、かつ、公表する。

#### 記

#### 1. 監査の対象 市民部 健康長寿課

① 監査の期間 令和 6 年 11 月 1 日から  
令和 6 年 11 月 29 日まで

② 日程及び実施場所  
●概要聴取 令和 6 年 10 月 23 日（監査委員事務局）  
●備品検査 令和 6 年 11 月 7 日（健康長寿課）  
●監査講評 令和 6 年 12 月 6 日（監査委員事務局）

#### 2. 監査の方法

今回の定期監査は、令和 5 年度及び令和 6 年度（令和 6 年 5 月末日現在）における健康長寿課の所管に係る財務事務等を対象に関係資料の提出を求め、職員から説明を聴取し実施した。

#### 3. 監査の着眼点

- ① 予算執行、収入、支出及び財産の管理等の事務は適切かつ効率的に行われているか。
- ② 事務事業の執行にあたっては、住民の福祉の増進、市民負担の軽減、市民サービスの向上に努めているか。

- ③ 文書の処理方法、諸帳簿の記帳整理は適正に行われているか。
- ④ 補助金等は、規則等に基づき額の算定、交付方法等が適正に行われているか。
- ⑤ 公金収納が、財務規則に則り適正に処理されているか。
- ⑥ 物品の出納保管は、適正になされているか。
- ⑦ 歳入調定の対象を的確に把握し、適正に調定と収納が行われているか。
- ⑧ その他特に必要な事項

#### 4. 監査の結果

指摘項目	指摘の内容	指摘の根拠	監査委員意見
財務事務について	「保健福祉センター建設に伴う家屋事前調査業務委託」に関して、完了届の受理及び完了検査に対する承認の決裁権者は「部長」と思われるが、「課長」で決裁されている。	直方市事務代決及び専決規則第5条（別表第1）	「直方市事務代決及び専決規則別表第1（第5条関係）では、1件100万円以上2000万円未満の検査・検収員は「課長」、検査に対する承認は「部長」とされている。同規則の別表に掲げられている専決区分を遵守し、適切に処理されたい。
文書事務について	「直方市高齢者保健福祉協議会委員」「直方市老人ホーム入所判定委員会委員」の委嘱に関して、いずれも委員会規則第3条で委員会の委員は市長が委嘱または任命するとされているものが、それぞれ副市長決裁、課長決裁となっている。	直方市事務代決及び専決規則第5条	委員等の委嘱や任命など任用行為に関するものは、原則として任命権者の専権事項であり、当該各委員に関しても直方市事務代決及び専決規則により専決できる事項に掲げられていないため、決裁権者は「市長」と思われることから、適切な処理をされたい。

財務事務に関して、随意契約において、その適用根拠が誤っているもの、妥当性に疑義のあるもの、仕様書等がなく具体的な業務内容が不明なもの、見積書等がなく契約額の根拠が不明なもの、決裁区分の誤ったもの、執行伺から締結伺までの時系列の整合性がとれていないもの、登録外事業者との契約締結伺の決裁がないものが散見されたため、契約規則等に沿った適正な処理をされたい。

また、業務の再委託の承認にあたって、その理由の記載がなく再委託の妥当性・必要性・適格性の審査が不明なものが見られた。

備品管理については、他課等への貸出に関して一部整理の必要な点が見受けられた。

文書事務において、收受処理された後に供覧処理がなされていないもの、内容に誤りがあるまま收受しているもの、指定された期間内に完結されていないものが見受けられた。

以上のことから、注意・助言等の内容を確認し適正に処理をされたい。また、文書事

務及び財務事務等の事務処理については、文書管理事務マニュアル、財務・会計ハンドブックや法令、規則等に基づき引き続き適正な事務処理を望むものである。

なお、契約や支払いなどの財務事務、文書の收受や起案の文書事務を適切に処理するため、所属職員への財務規則や契約規則、財務会計マニュアル、文書管理システムや事務代決及び専決規則など基本的な事務処理に必要な法令などの理解を深めるため職場研修の実施を検討されるよう申し添えるものである。